

東京工業大学学士課程学生の留学に関する取扱いについて

1 趣旨

この取扱いは、東京工業大学学則（平成 23 年学則第 3 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、東京工業大学（以下「本学」という。）の学士課程の学生が、本学の教育課程の一環として外国の大学（外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。以下同じ。）に留学し、又は本学（部局を含む。）において募集を行う海外留学プログラムにより外国の大学又は大学以外の機関に留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

2 留学出願手続

留学を志望する学生は、所定の留学願に、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて、系主任又は初年次担当主任の承認を得た上で、学長に願い出るものとする。ただし、別に定める留学（以下「特定留学」という。）を願い出る場合には、関係書類の添付を省略することができる。

一 留学計画書

二 留学を志望する大学等からの留学を承諾する旨の証明書又はそれに相当する書類（学長が必要と認める場合に限る。）

3 留学許可

学長は、前項の留学の願い出があった場合において、教育・研究上有益と認めるときは、教授会の議を経て、これを許可する。ただし、学長は、特定留学の願い出があった場合には、教授会の議を経ることなく、これを許可することができるものとする。この場合においては、留学の許可について、教授会に報告するものとする。

4 留学期間

留学の期間は、通算して 1 年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して 2 年を超えない範囲内で許可することがある。

5 留学終了の報告

学生は、留学の期間が終了したときは、速やかに所定の留学終了報告書に留学した大学等が発行する学修の成果に関する証明書を添えて、学長に報告しなければならない。

6 単位認定申請手続

留学後、留学中に履修した授業科目の単位認定を受けようとする学生は、留学の期間の開始前に、履修する授業科目のシラバス等を添えて、系主任又は初年次担当主任（教養科目群の授業科目の場合は、当該授業科目の実施委員会委員長）に申し出て必要な指導を受けるとともに、留学の期間終了後は速やかに、所定の申請書により、学長に申請しなければならない。

7 単位認定

前項の申請に基づく単位の認定は、教授会（教養科目群の授業科目の場合は、当該授業科目の実施委員会及び教養科目群教育協議会）の議を経て、学長が行う。

8 認定授業科目の成績表示

単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、「認定」とする。

9 その他

この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。